附　則

（権限の委任）

第六条　法附則第一条の二に規定する国土交通大臣の権限（貨物軽自動車運送事業に関するものを除く。）は、地方運輸局長も行うことができる。

2　法附則第一条の二に規定する国土交通大臣の権限（貨物軽自動車運送事業に関するものに限る。）は、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長も行うことができる。

附　則

この省令は、令和元年七月一日から施行する。

○国土交通省・環境省令第一号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、下水の水質の検定方法等に関する省令及び浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　原田　義昭

下水の水質の検定方法等に関する省令及び浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令の一部を改正する省令

（下水の水質の検定方法等に関する省令の一部改正）

第一条　下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和三十七年厚生省・建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号及び第四十二号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令の一部改正）

第二条　浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（昭和六十年厚生省・建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号備考2及び別記様式第二号備考2中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附　則

（権限の委任）

第六条　法附則第二条第二項、第三条第三項、第四条第二項及び第五条第三項に規定する運輸大臣の権限は、地方運輸局長に委任する。

（新設）

規　則

○原子力規制委員会規則第二号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第三十条本文の規定等に基づき、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年六月二十八日

原子力規制委員会委員長　更田　豊志

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則

（改正の対象となる規則の一部改正）

第一条　次の各号に掲げる規則の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

一　試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）　別表第一

二　核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）　別表第二

三　核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年総理府・通商産業省令第一号）　別表第三

四　試験研究の用に供する発電用原子炉の運転計画に関する規則（昭和三十八年総理府・通商産業省令第一号）　別表第四

五　核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）　別表第五

六　核原料物質の使用に関する規則（昭和四十三年総理府令第四十六号）　別表第六

七　使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）　別表第七